

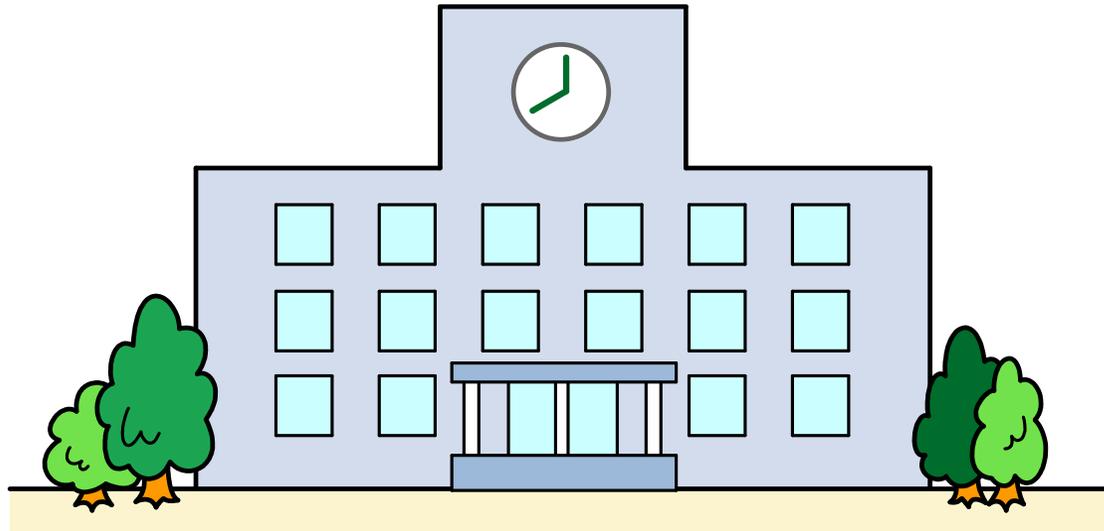
# 魅力ある学校づくり



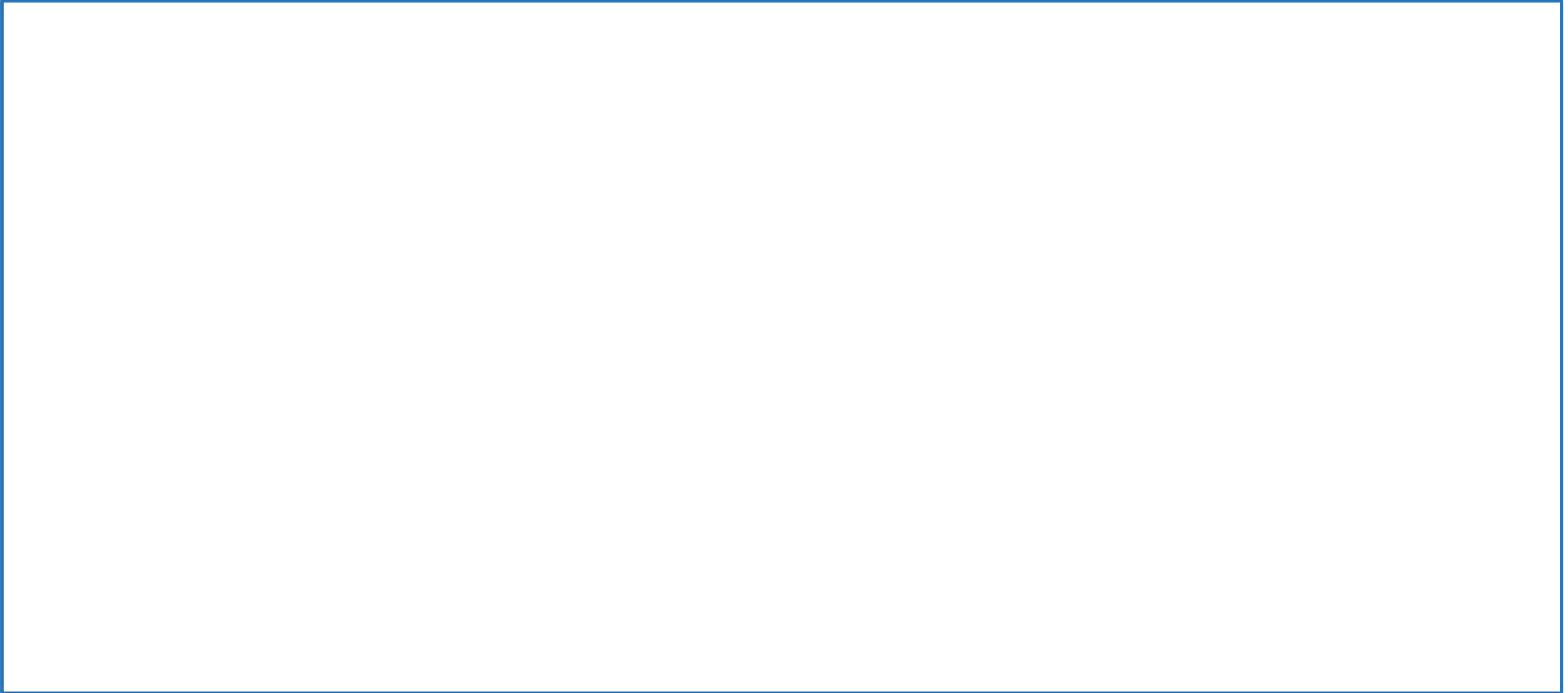
令和5年11月18日(土) 渡島公立学校教頭会研究大会

渡島教育局 義務教育指導監 五十嵐義幸

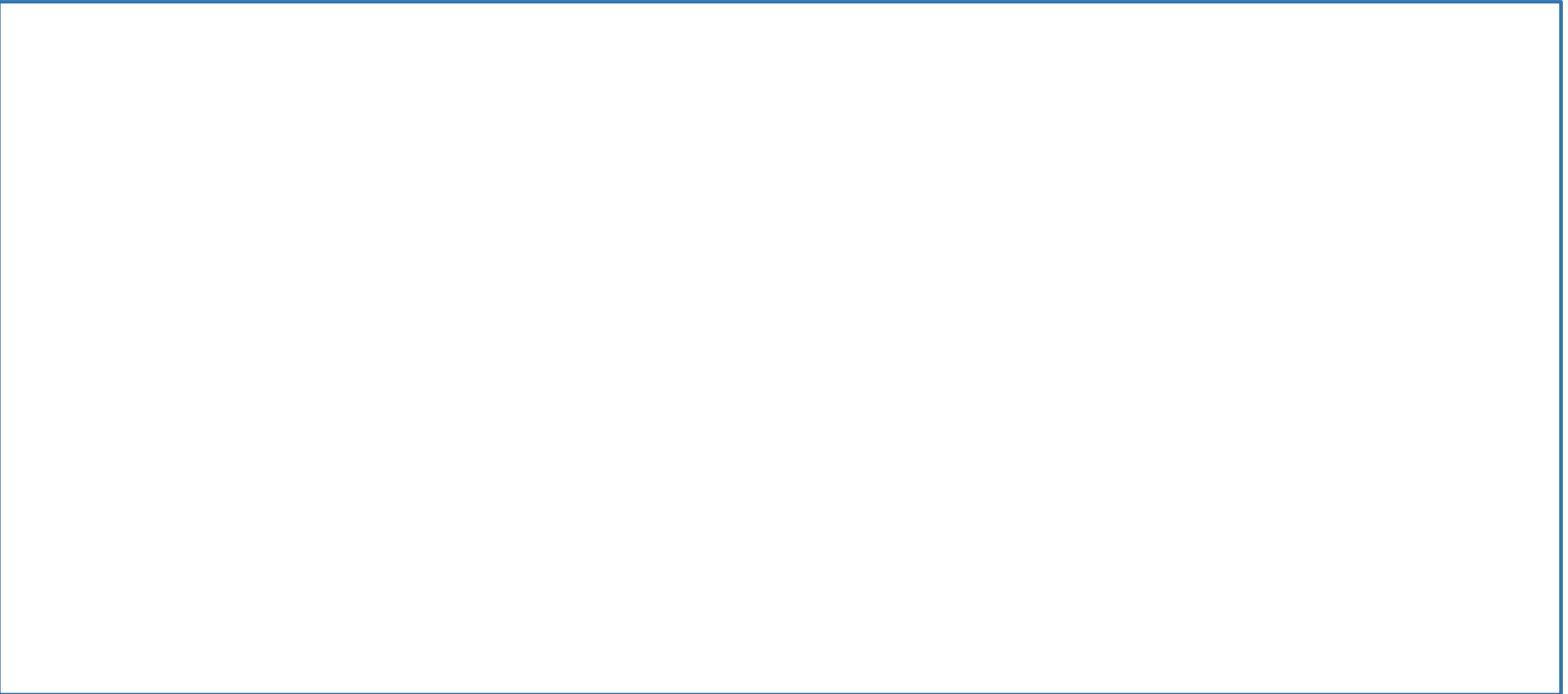
「魅力ある学校」の姿を  
イメージしてみてください



# 魅力ある学校のイメージ・・・



学校の魅力をどうやって創り出しますか？



# 学校の魅力って・・・

○ 子供の育成

○ 教職員の育成

ではありませんか？

# 本日のテーマ

- 授業改善
- 生徒指導の充実
- マネジメントって何だろう
- 学校におけるマネジメント
- 「変える」のか、「変わる」のか

児童生徒の資質・能力の育成  
教職員の資質能力の育成



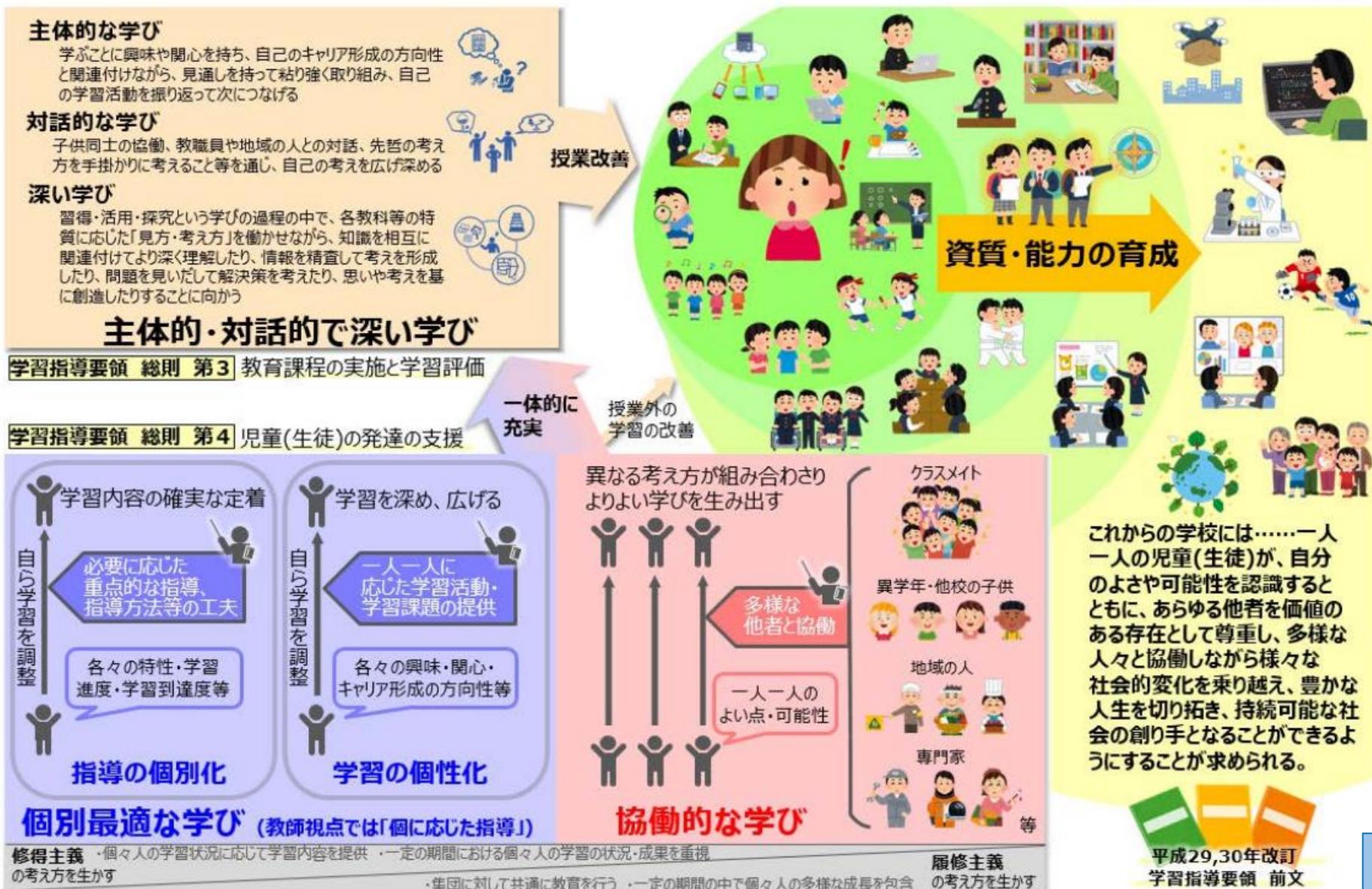
「働きかけ」「対話」が  
日々の改善・成果へ



私たちこそ主体者に!!  
だから児童生徒が主体的になる

# 1 授業改善

## 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）



令和3年2月15日  
文部科学省  
「個別最適な学び」と  
「協働的な学び」の  
一体的な充実（イメージ）

## 2030年の社会と子供たちの未来（平成28年12月中央教育審議会答申から抜粋）

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に



社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代

変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものに

### 平成29年、30年、31年学習指導要領

**前文** これからの学校には、（略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

育成を目指す資質・能力の三つの柱



資質・能力の育成



・各教科等で育成を目指す資質・能力の育成  
・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成等

授業改善

学習指導要領 総則  
第3 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学び

一体的に充実

学習指導要領 総則  
第4 児童（生徒）発達の支援

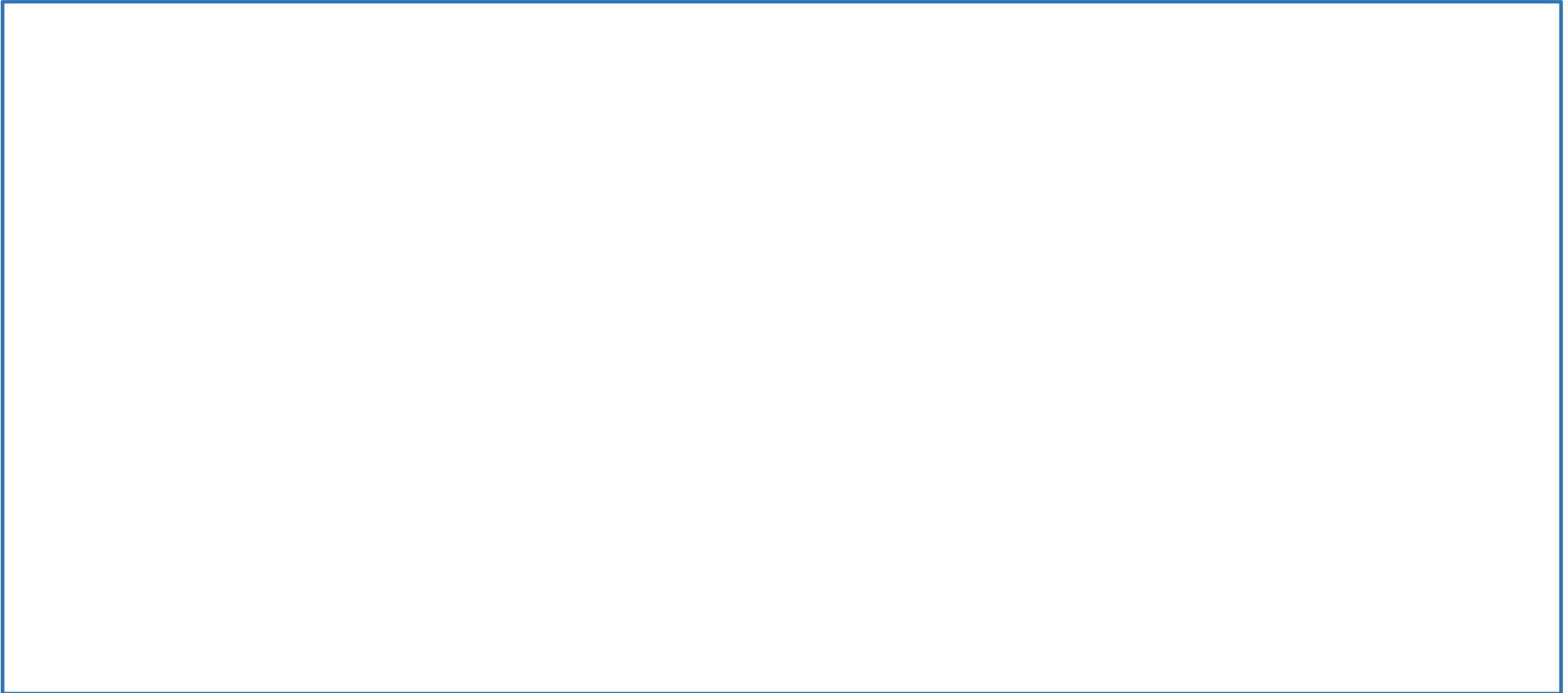
個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）、協働的な学び

主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びに生かす

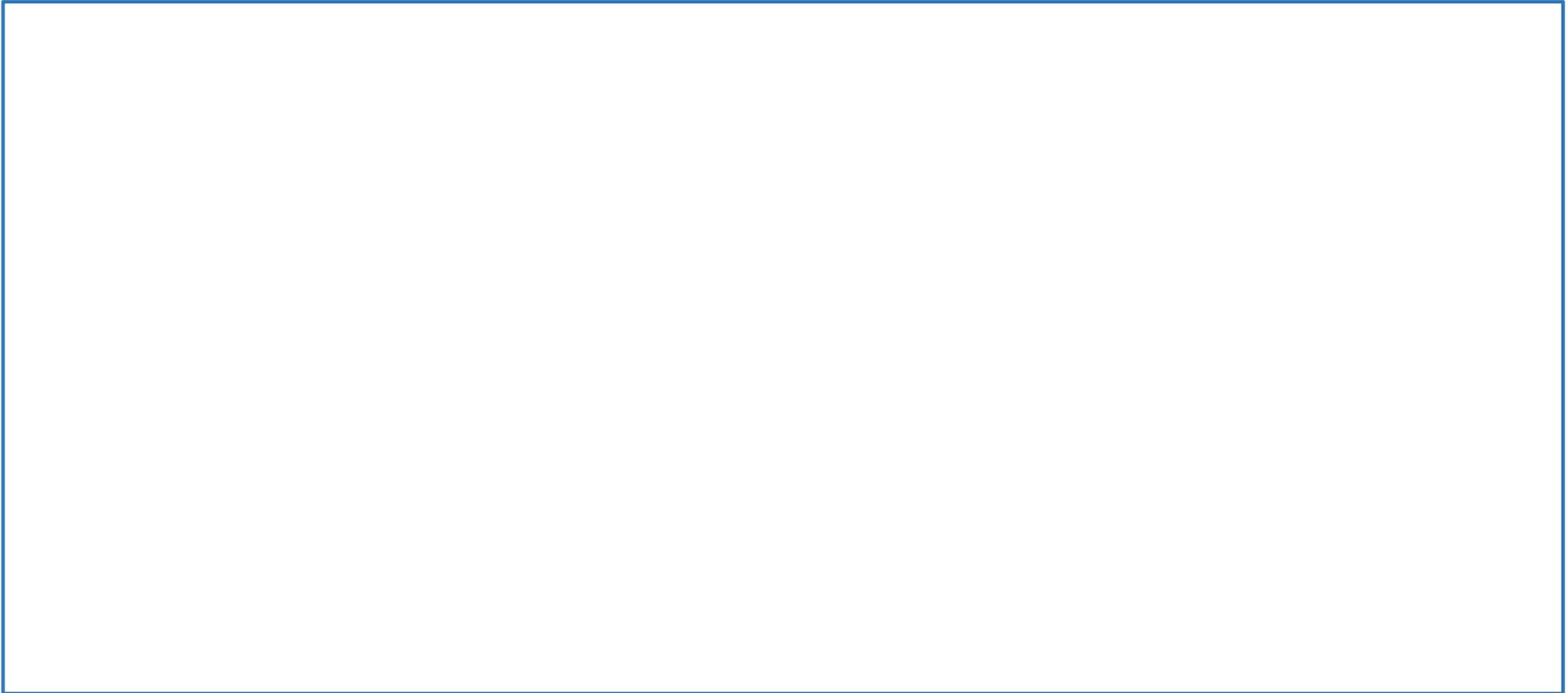
**GIGA※スクール構想（1人1台端末・高速ネットワーク）**（カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられる。）  
教育・学習におけるICT活用の特性・強みを生かし、新学習指導要領の趣旨を実現するため重要な役割を果たす。

※Global and Innovation Gateway for Allの略

# あなたが描く、目指す授業のイメージ



では、その授業の実現に必要なことは？



# 私の授業改善……反省です。

学習過程を改善して子供を主体にした授業づくり

「めあて」の明確化・明示

学習目的の意識化を図る

見通しをもてない子への支援

「解決への方針・見通し」を立てる

「自力追究場面」を保証

図表や言葉、表現方法の支援

「交流場面」をつくる

話し合い活動の取り入れ

学習形態の工夫

「学びをまとめる」確認する

何を身に付けたか振り返る

「定着する練習・確かめ」を行う、振り返る

主体性を育むために「こんな場面を」

「どのような授業を目指すか」  
がないままに、

- ・「対話」…話し合いの場面を設定  
小グループ学習を設定
- ・「次時につながる」  
…振り返りの場の設定

などをすればよいと考えました。  
成果はあったと思います。  
でも、その「必要」と「目指す先」が  
共有できていたなら、  
もっと協働性も高まり成果も上  
がったのではないかと考えます。

どのような授業を目指すのか  
イメージの共有は大切

(1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第1章の第3の1の(1))

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

# 単元構成、授業づくりから考える

- ・単元で身に付ける資質・能力は？
- ・ではどのような単元構成がひつようかなあ…。
- ・とすると、はじめの時間はこんなことしたいよね。

考えることを楽し  
ませたいなあ

実感しながら学び取っ  
てほしいんだよな

調べたいことが  
どんどん出てく  
る授業にしたい

学習評価は、その裏返しです。

こんな子に育てたいから、この授業があります。

必要だから、学び合いの場が設定されます。

学び合いの場を設定したから、協働的な学びになるのではありません。

## 2 生徒指導

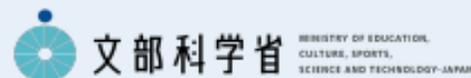
生徒指導提要进行をお読みになりましたか？

「生徒指導提要进行を基に  
研修を行いました。」  
とお話くださる学校が  
たくさんありました。

### 生徒指導提要进行

令和4年12月

文部科学省



生徒指導提要…印象に残ったことがありますか？



## 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

## 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

### (1) 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開されます。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性があります。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという**自己有用感<sup>[\*3]</sup>**を育むことも極めて重要です。

### (2) 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営（以下「学級・ホームルーム経営」という。）の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれます。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげることが重要となります。

### (3) 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、**学習指導要領**が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

### (4) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らが作り上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。



# 生命（いのち）の安全教育、性的被害者への対応

児童生徒が生命（いのち）を大切に、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められています。



## 「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用

「生命（いのち）の安全教育」の教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することができるように作成されています。  
各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容などを踏まえた上で、適切に活用する必要があります。

### （教材の主な内容）

- 「水着で隠れる部分」は、自分だけの大切なところ
- SNSを使うときに気を付けること
- 自分と相手を守る「距離感」について ・ 性暴力とは何か



文部科学省と内閣府が作成した教材及び指導の手引きを活用しましょう！

## 児童生徒から相談を受けたとき

- 児童生徒が安心して話せる場所に移動する。
- 話を遮らず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残す。
- 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という言葉は避け、「どういうことか」に言い換えるようにする。例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など
- 怒りや動揺など、感情的な対応にならないよう留意する。
- 繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにする。

「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められます。



# 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのため、教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

性の多様性	学校における対応	学校外における連携・協働
<b>性的指向</b> <b>L</b> ：レズビアン（女性同性愛者） <b>G</b> ：ゲイ（男性同性愛者） <b>B</b> ：バイセクシャル（両性愛者）  <b>性自認</b> <b>T</b> ：トランスジェンダー（身体的性別と性自認が一致しない人）  いわゆる「性的マイノリティ」は、上記の категорияに限定されるものではなく、LGBTのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。	「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」 いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改訂 平成29年3月14日））  <ul style="list-style-type: none"> <li>悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努める。</li> <li>教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことももちろん、人権感覚を身に付ける。</li> <li>当該児童生徒の支援は、相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要である。</li> <li>当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じた進める必要がある。</li> </ul>	当事者である児童生徒の保護者  <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者がその子供の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合 学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進める。</li> <li>保護者が受容していない場合 学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止などを進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、支援していくことが考えられる。</li> </ul> 医療機関  <ul style="list-style-type: none"> <li>学校が支援を行うに当たっては、医療機関との連携を図ることが重要</li> </ul> <p>※ 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、学校は、個別の事案における本人や家族の状況などに応じた取組を進めることが肝要である。</p>

# 精神疾患に関する理解と対応

生徒指導上の課題の背景として、精神疾患がその要因となっている場合があります。多くの精神疾患は思春期から青年期に始まると言われています。さらに、自らは病気と気が付きにくいという特徴もあります。

### 日頃から

- 学級・ホームルーム担任や養護教諭、スクールカウンセラー等に相談を持ち掛けやすい環境づくりを進める
- 地域の関係機関とのネットワークを築く  
（思春期の心性に配慮した診療を得意とする精神科医の所在は、保健所、保健センターなどに情報がある。）

### 相談を受けたら

- まずは話を傾聴し、不安を受け止める

### 精神疾患が疑われるときは

- 学校長や養護教諭、学校医等を介し、地域の専門医につなげる

#### 精神疾患を巡る全体的な理解

次の点を児童生徒も周囲の大人も理解し行動できるようにすることが大切である。

- 精神疾患に罹患することは誰にも起こり得るという認識
- 精神疾患の発症には睡眠などの生活習慣が影響すること
- 精神疾患や心の不調を疑ったら、早めに誰かに相談すること

#### 自殺関連行動としての自傷への対応

自傷（自分の身体を故意に損傷する行動）

自らの命を絶とうとする行動（自殺企図）の一環として行われる場合	自殺の意図を伴わずに反復される行動（非自殺性自傷）である場合
---------------------------------	--------------------------------

- いずれの場合にも、何らかの心のつらさがあり、その対処行動として自傷しか選べない現実があると捉えることが必要
- 傷そのものは必要十分な手当にとどめつつも、自傷に至った事実や心のつらさについては丁寧に聴いた上で、スクールカウンセラーや精神科医につないでいくことが大切

【参考】教職員向け デジタルリーフレット キーワード「自殺予防ケアとケア」  
（令和4年6月 東京都教育庁指導部）

学校と医療機関の役割や、対応のポイント等については、分かりやすく示しています。

# 校則の運用・見直し

校則に基づく指導に当たっては、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。また、校則は、絶えず見直しを行うことが求められ、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、最終的には校長により制定されるものです。

### 校則※とは

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの

※「校則」の代わりに、「生活のまじり」、「生徒心得」などと呼ぶ学校もある。

### 校則の運用

- 教職員が校則を設けた背景や理由について理解
- 児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導

### 校則の見直し

- 校則は、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、絶えず見直しを行う

児童生徒自身が校則の見直しの過程に参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守るようになる意識を醸成する。

### 学校における取組例

- 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいことや見直ししてほしいことを議論
- 生徒会やPTA会議、学校評議員会で、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項を意見聴取
- 校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明

- 校則に基づく指導に当たっては、**校則を守らせることばかりにこだわらない。**
- 校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまらず、**内省を促すような指導**になるよう留意する。
- 校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、**児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で**定めていくことが望ましい。
- 見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、**校則について確認したり議論したりする機会を設ける**ことが求められる。
- 校則を策定したり、見直ししたりする場合には、**どのような手続きを踏むことになるのか、その過程**

生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。



## 生徒指導の定義

生徒指導とは、**児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動**のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

## 生徒指導の目的

生徒指導は、**児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。**

生徒指導の目的を達成するためには、**児童生徒一人一人が自己指導能力※を身に付けることが重要**

※ 児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

### 生徒指導の実践上の視点

#### 自己存在感の感受

- 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切
- 自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要

#### 共感的な人間関係の育成

- 失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台

#### 自己決定の場の提供

- 授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要

#### 安全・安心な風土の醸成

- お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切

# 2軸3類4層構造で理解・推進

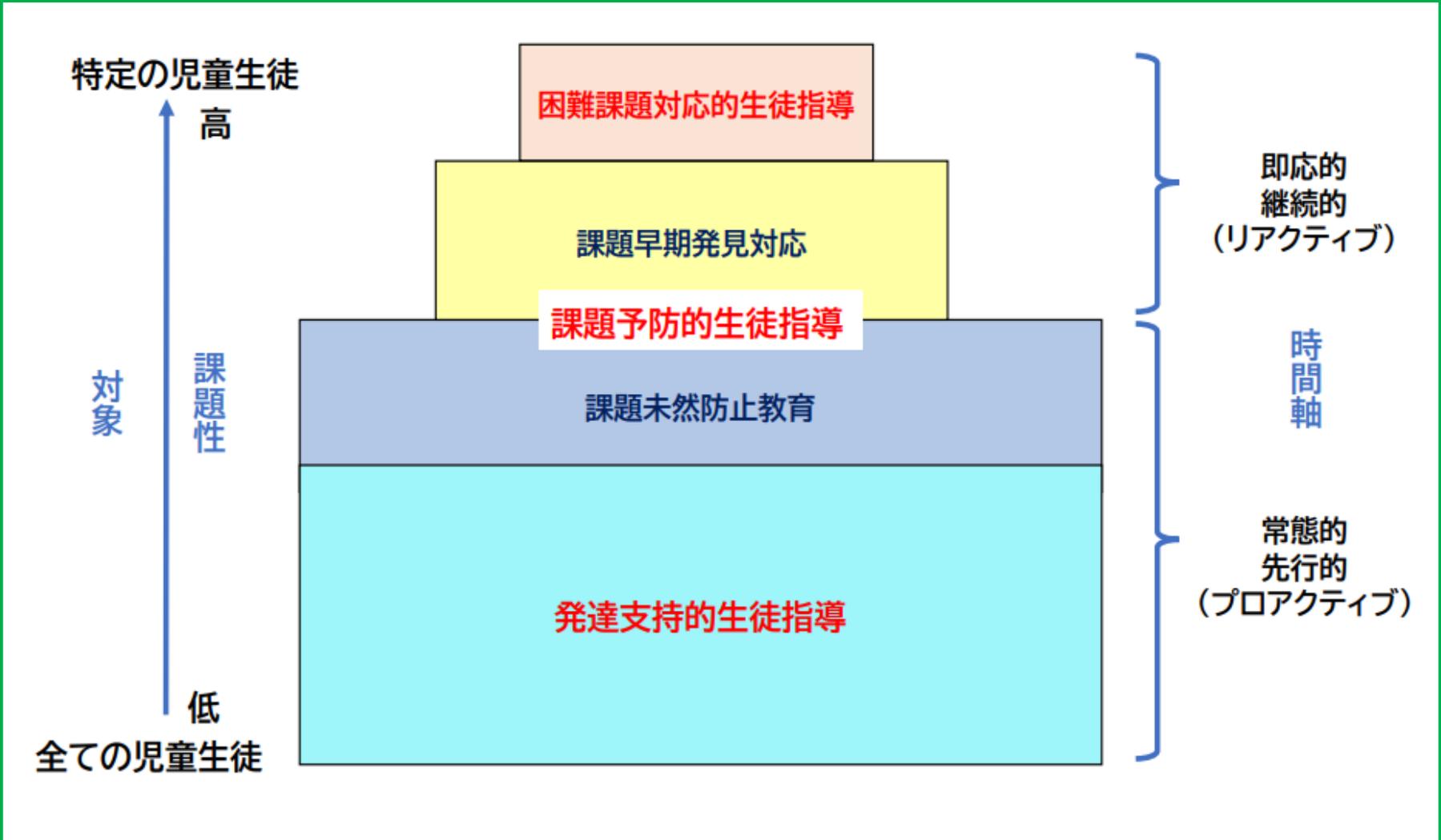


図2 生徒指導の重層的支援構造

生徒指導提要より抜粋

# 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。

## 発達支持的生徒指導

東京都教育庁指導部資料より抜粋

## 1.2.2 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかにか支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、教員だけではなくスクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。このような働きかけを、学習指導と関連付けて行うことも重要です。意図的に、各教科、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等と密接に関連させて取組を進める場合もあります。

生徒指導提要より抜粋

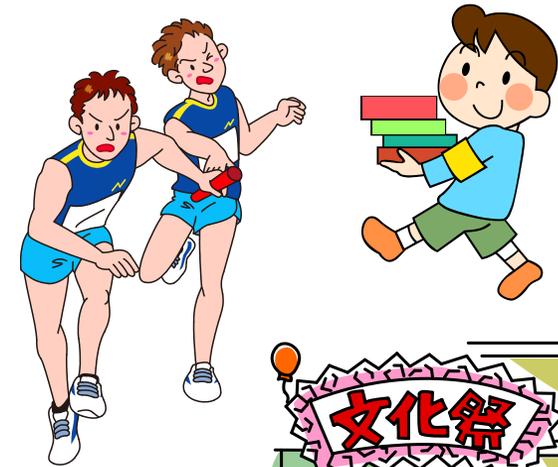
授業改善・生徒指導の向上で、  
児童生徒は伸びる！  
教職員の資質能力も伸びる！

ここが、出番です!!

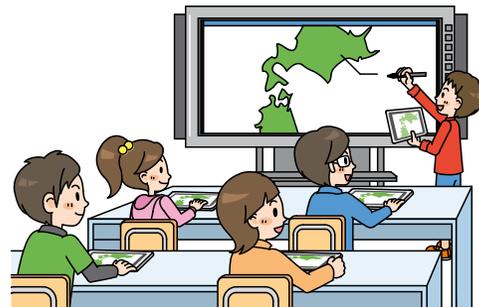
## 研修・研究



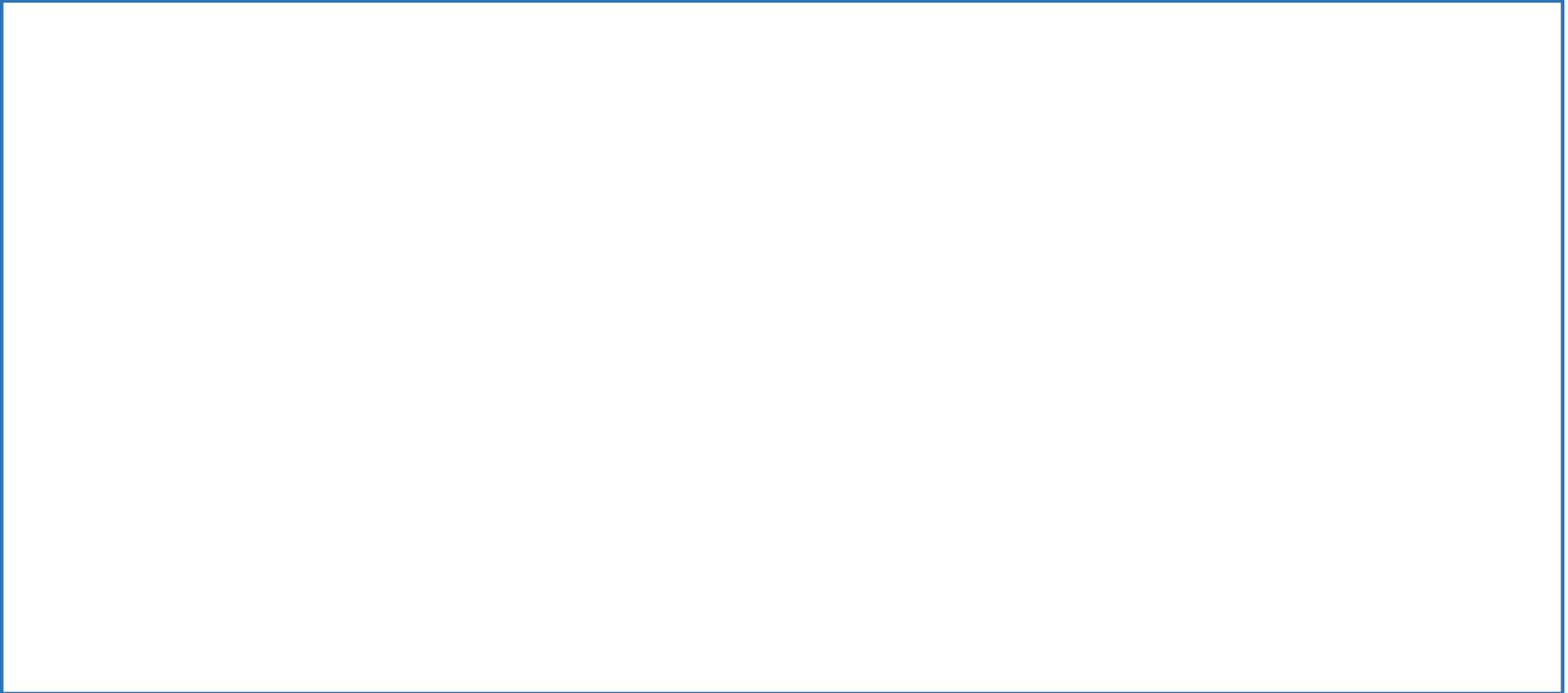
## 行事や活動



## 日々の授業実践



### 3 マネジメントって何だろう？



「〇〇マネジメント」と使われることが多いですが、  
そもそも、マネジメントとは「経営・管理」と短く訳されます。  
言い換えると【目標達成のために組織を機能させること。】  
そのために……

- ・ 目標の設定が行われること。
- ・ 目標達成に向けた具体的な取組が進められること。
- ・ 物的人的経営（教育）資源の効率的活用が図られること。
- ・ チームでの協働、同僚性が発揮されること。
- ・ 絶えず評価検証が行われ、成果と課題を確認しながら前進・進化（ときには後退や取りやめ）すること。

# 「経営方針」とは②

「経営方針」「目標」は、

必要感・説得力あるものでなければならない。

組織マネジメントの模式図

← 経営方針の共有

## ①到達目標の共有

- 学校の目指す中期ビジョンを**教職員が共有**し、**日々の活動のなかで、意識**している。
- 中期ビジョンを受けて1年単位の**成果目標が具体的かつ重点化**されている。

心理的安全性

## ②プロセスの設計

- 成果目標を達成するための**取組が具体的かつ重点化**されている。
- 小さな成功体験や試行錯誤での**仮説検証を繰り返し、少しずつ自信**をつけながら、取組を**改善**している。

## ③チーム・ネットワークづくり

- 特定の個人への依存ではなく、**チームワーク**よく取り組んでいる。
- 教職員が議論し知恵を結集**する中、納得度の高い結論を導いている。
- 地域や外部との連携・協力が密**に行われている。

## 4 学校におけるマネジメント

目標が設定できた。具体的取組も決まった。チームもできた。



「要素が揃ったからマネジメントができた」**ではないです！**

「機能」しないとマネジメントではないのです。

「機能させる」「動かせる」「回転させる」働きかけが大切です。

働きかけの大部分は**「対話」**です。

# 対話が何を生むのでしょうか？

- 役割、進捗状況、成果、課題が見えてくる。
- 方向性、見通しが見えてくる。【経営方針の浸透】
- 疑問や不安が解消される。
- 安心感が生まれる。

「認める」「褒める」「引き出す」対話が、  
生き生きとした学校づくりを実現します。

私たちには、「**対話力**」が求められるのです。

# 5 「変える」のか、「変わる」のか

H28.12.21中教審答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

## 第2章 2030年の社会と子供たちの未来(答申10ページ)

- このように、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきたおり、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられるかもしれない。
- しかし、このような時代だからこそ、子供たちは、変化を前向きに受け止め、私たちの社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていくことができる。

児童生徒が主体の学校(授業)づくりを行うには、  
私たち教職員自身も  
「変わる」主体者でなければならないのではないのでしょうか。

学校を変える「学校改善」は、  
自ら変わろうとする「意識改革」だと考えます。

本日は、ありがとうございました。

教頭先生のお力が、力強い教育推進を支えております。

校長先生との信頼関係と連携を第一に、教職員、保護者、地域、児童生徒、関連機関と、双方向のつながりを築き、目指す教育の提供にご尽力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年11月18日（土） 渡島公立学校教頭会研究大会

渡島教育局 義務教育指導監 五十嵐義幸